



保険給付等

▶ 資格情報のお知らせを交付している方

- ◆ 国民健康保険の「資格情報のお知らせ」は破棄してください。

▶ 資格確認書を交付している方

- ◆ 国民健康保険の「資格確認書」は郵送等によりご返却ください。

返却先 〒203-8555 東京都東久留米市本町3-3-1
東久留米市役所保険年金課国保年金資格係

※有効期限が切れた資格確認書は、ご自身で裁断し破棄していただいて構いません。

▶ 喪失日以降に国保で受診した方

- ◆ 医療費返還が必要なときは、市役所から通知が届きます。

通知が届いた場合は、お手続きをお願いします。

- ◆ 今月に受診した場合は、医療機関に新しい健康保険の情報を伝えてください。

▶ 同じ世帯に加入者がいるとき

- ◆ 加入者の自己負担限度額に変更が生じる場合があります。

- ・ 変更日は、国保喪失日の翌月1日（国保喪失日が1日の場合は、その日）です。
- ・ オンライン資格確認に変更後の限度額情報が反映するのは翌月です。
- ・ 限度額適用認定証・特定疾病療養受療証の区分に変更が生じるときは、後日通知します。

- ◆ 70歳以上の加入者の負担割合に変更が生じる場合があります。

- ・ 変更日は、国保喪失日の翌月1日（国保喪失日が1日の場合は、その日）です。
- ・ オンライン資格確認に変更後の負担割合が反映するのは翌月です。
- ・ 負担割合に変更が生じるときは、変更後の資格確認書または資格情報のお知らせを送付します。



国民健康保険税

◆ 国保税は、喪失日の前月までかかります。

※国保に加入した月に、喪失する場合はかかりません。

▶ 既に今年度の納税通知書を送付している方

◆ 税額変更になる場合は、納税通知書を翌月中旬頃に送ります。

住民票の住所地（世帯主様宛）に送ります。

※課税限度額まで賦課されている世帯は、税額変更が生じない場合があります。

◆ 国保税は今月（届出月）の納期分まで納めてください。

お支払いに不足が生じる場合は、変更された納税通知書の税額を納めてください。過払いとなった場合は、還付となります。

⚠ 特別徴収（年金から天引き）となっている場合は、異なります。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末

※納期限は月末が休日の場合は翌営業日、12月および3月の納期限は25日となります。

▶ まだ今年度の納税通知書を送付していない方

◆ 国保税が生じる場合は、納税通知書を翌月中旬頃に送ります。

住民票の住所地（世帯主様宛）に送ります。



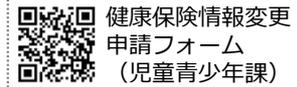
その他

▶ 医療証等をお使いの方

下記の医療給付等を受けている方は手続きが必要な場合があります。
各担当課へお尋ねください。

児童青少年課（市役所2階またはオンライン）

- ・（乳）乳幼児医療費助成
- ・（子）義務教育就学児医療助成
- ・（親）ひとり親家庭等医療費助成
- ・（青）高校生等医療費助成 等



障害福祉課（市役所1階）

- ・（障）心身障害者医療費の助成
- ・（都）難病医療費の助成
- ・精神障害者通院医療費の助成（自立支援医療）
- ・小児慢性疾患医療費の助成
- ・更生医療・育成医療の助成 等

会社の健康保険

- ・特定疾病療養受療証
- ※お手続きには国保の特定疾病療養受療証が必要な場合があります。

▶ DVフラグを設定している方

DVフラグ（自己情報提供不可フラグ・不開示該当フラグ）は保険者ごとに設定する必要があります。

次の保険者でも引き続きDVフラグの設定を希望する場合は、加入した健康保険に連絡してください。

※国保のDVフラグを解除するときは、市役所保険年金課にお越しくください。

※不開示該当フラグは、保険者が変わっても引き続き有効になります。

自己情報提供不可フラグとは

- ・マイナポータルの「健康保険証情報や診療・薬剤・医療費・健診情報等」を非表示にします。
- ・マイナ保険証の利用登録ができなくなります。
- ・病院や薬局等でマイナ保険証の利用ができなくなります。

不開示該当フラグとは

- ・マイナポータルの「やりとり履歴」を非表示にします。
- ・病院や薬局等が行うオンライン資格確認において、「住所と郵便番号」を非表示にします。